

別 紙

「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

（注）アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について（法令解釈通達）</p> <p>標題のことについては、別紙のとおり定めたから、<u>平成 31 年 10 月 1 日</u>以降は、これによらるたい。</p> <p>ただし、第 1 号様式「消費税簡易課税制度選択届出書」の様式は<u>平成 31 年 7 月 1 日</u>からこれによる。</p> <p>なお、本通達に定めがない様式は、平成 7 年 12 月 25 日付課消 2-26 ほか 4 課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）の別紙による。</p> <p>（理由）</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）附則、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 148 号）附則及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年財務省令第 20 号）附則の規定により、<u>平成 31 年 10 月 1 日</u>から消費税の軽減税率制度が<u>実施される</u>ことに伴い、消費税に関する申告書等の様式を定めるものである。</p> | <p>消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について（法令解釈通達）</p> <p>標題のことについては、別紙のとおり定めたから、<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>以降は、これによらるたい。</p> <p>ただし、第 1 号様式「消費税簡易課税制度選択届出書」<u>及び第 2 号様式「消費税簡易課税制度を準用する旨の届出書」</u>の様式は平成 29 年 1 月 1 日からこれによる。</p> <p>なお、本通達に定めがない様式は、平成 7 年 12 月 25 日付課消 2-26 ほか 4 課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）の別紙による。</p> <p>（理由）</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）附則、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 148 号）附則及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年財務省令第 20 号）附則の<u>経過措置の規定</u>により、<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>から消費税の軽減税率制度が<u>導入される</u>ことに伴い、消費税に関する申告書等の様式を定めるものである。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>1 仕入税額控除関係</p> <p>消費税簡易課税制度選択届出書</p> <p>消費税法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する同項の仕入れに係る消費税額の控除の特例の規定（以下「簡易課税制度」という。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）（以下「改正法」という。）附則第 40 条第 1 項（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置）に規定する簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書は、第 1 号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」により提出する。</p> <p>（削除）</p> <p>2 申告関係</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書</p> <p>法第 43 条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）、第 45 条（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告）又は第 46 条（還付を受けるための申告）並びに地方税法附則第 9 条の 5（譲渡割の申告の特例）に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分</p> | <p>1 仕入税額控除関係</p> <p><u>(1) 消費税簡易課税制度選択届出書</u></p> <p>消費税法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する同項の仕入れに係る消費税額の控除の特例の規定（以下「簡易課税制度」という。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）（以下「改正法」という。）附則第 40 条第 1 項（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置）に規定する簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書は、第 1 号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」により提出する。</p> <p><u>(2) 消費税簡易課税制度を準用する旨の届出書</u></p> <p><u>改正法附則第 43 条第 1 項（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置）において読み替えて準用する法第 37 条第 1 項の規定の適用を受ける旨の届出書は、第 2 号様式の「消費税簡易課税制度を準用する旨の届出書（基準期間の課税売上高が 5 千万円を超える事業者用）」により提出する。</u></p> <p>2 申告関係</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書</p> <p>法第 43 条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）、第 45 条（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告）又は第 46 条（還付を受けるための申告）並びに地方税法附則第 9 条の 5（譲渡割の申告の特例）に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>に応じ、それぞれ次の様式により提出する。</p> <p>イ 簡易課税制度の適用を受けない場合（第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者が基準期間における課税売上高が5,000万円を超えたことにより簡易課税制度の適用を受けない場合を含む。）</p> <p>第3-(1)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第一表（一般用）」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」</p> <p>ロ 簡易課税制度の適用を受ける場合（改正法附則第40条第1項の規定により第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、簡易課税制度の適用を受ける場合を含む。）</p> <p>第3-(3)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第一表（簡易課税用）」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」</p> <p>(2) 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ (1)のイの申告書</p> <p>第4-(1)号様式の「付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消</p> | <p>に応じ、それぞれ次の様式により提出する。</p> <p>イ 簡易課税制度の適用を受けない場合（第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者が基準期間における課税売上高が5,000万円を超えたことにより簡易課税制度の適用を受けない場合又は第2号様式の「消費税簡易課税制度を準用する旨の届出書（基準期間の課税売上高が5千万円を超える事業者用）」を提出し、改正法附則第43条第1項において読み替えて準用する法第37条第1項の規定の適用を受ける場合を含む。）</p> <p>第3-(1)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第一表（一般用）」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」</p> <p>ロ 簡易課税制度の適用を受ける場合（改正法附則第40条第1項の規定により第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、簡易課税制度の適用を受ける場合を含む。）</p> <p>第3-(3)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第一表（簡易課税用）」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」</p> <p>(2) 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ (1)のイの申告書</p> <p>第4-(1)号様式の「付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）」及び第4-(2)号様式の「付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）」</p> <p>ロ (1)のロの申告書</p> <p>第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易用）」及び第4-(4)号様式の「付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表（簡易用）」</p> <p>(注) 申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は同法附則第10条第2項に規定する「<u>31年経過措置対象課税資産の譲渡等</u>」若しくは同条第3項に規定する「<u>31年経過措置対象課税仕入れ等</u>」がある場合には、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(イ) (1)のイの申告書</p> <p>第4-(5)号様式の「付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税</p> | <p>費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）」及び第4-(2)号様式の「付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）」</p> <p><u>ただし、改正法附則第43条第1項において読み替えて準用する法第37条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。</u></p> <p>ロ (1)のロの申告書</p> <p>第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易用）」及び第4-(4)号様式の「付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表（簡易用）」</p> <p>(注) 申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は第10条第2項に規定する「<u>29年経過措置対象課税資産の譲渡等</u>」若しくは第3項に規定する「<u>29年経過措置対象課税仕入れ等</u>」がある場合には、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(イ) (1)のイの申告書</p> <p>第4-(5)号様式の「付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>資産の譲渡等を含む課税期間用] (一般用)」及び第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] (一般用)」</p> <p>(ロ) (1)のロの申告書</p> <p>第4-(7)号様式の「付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] (簡易用)」及び第4-(8)号様式の「付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] (簡易用)」</p> <p>(削除)</p> | <p>課税資産の譲渡等を含む課税期間用] (一般用)」及び第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] (一般用)」</p> <p><u>ただし、改正法附則第43条第1項において読み替えて準用する法第37条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。</u></p> <p>(ロ) (1)のロの申告書</p> <p>第4-(7)号様式の「付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] (簡易用)」及び第4-(8)号様式の「付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] (簡易用)」</p> <p>(3) <u>平成29年4月1日以後に開始する課税期間において、改正法附則第43条第1項において読み替えて準用する法第37条第1項の規定の適用を受ける場合に申告書へ添付することとされている書類は、次の様式に記載して提出する。</u></p> <p><u>第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 (簡易用)」及び第4-(4)号様式の「付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表 (簡易用)」</u></p> <p>(注) <u>申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|---|
| (削除) | <p>税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 4 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第 3 項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は同法附則第 10 条第 2 項に規定する「29 年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第 3 項に規定する「29 年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、次の様式に記載して提出する。</p> <p>第 4-(7)号様式の「付表 4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」及び第 4-(8)号様式の「付表 5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」</p> <p>(4) <u>平成 29 年 3 月 31 日の属する課税期間に係る改正法附則第 43 条第 1 項に規定する適用対象期間において、同項において読み替えて準用する法第 37 条第 1 項の規定の適用を受ける場合に申告書に添付することとされている書類は、次の様式に記載して提出する。</u></p> <p>第 4-(4)号様式の「付表 5-1 控除対象仕入税額等の計算表（簡易用）」及び第 4-(9)号様式の「付表 3-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕（簡易準用）」</p> <p><u>なお、課税期間の初日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間中に国内において行った課税資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取り等がある場合には、次の様式に記載して併せて提出する。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| | <p>第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」、第4-(10)号様式の「付表3-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕(簡易準用)」及び第4-(11)号様式の「付表3-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕(簡易準用)」</p> <p>また、申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は同法附則第10条第2項に規定する「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「29年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、次の様式に記載して併せて提出する。</p> <p>第4-(8)号様式の「付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、第4-(10)号様式の「付表3-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕(簡易準用)」及び第4-(11)号様式の「付表3-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔簡易課税制度を準用す</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(3) 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）附則第 16 条第 1 項（課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続）に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ 改正法附則第 38 条第 1 項（<u>31 年輕減対象資産</u>の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合</p> <p>第 5 ー(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10 営業日）を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p> <p>ロ 改正法附則第 38 条第 2 項の規定の適用を受ける場合</p> <p>第 5 ー(2)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p> <p>ハ 改正法附則第 39 条第 1 項（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）の規定の適用を受ける場合</p> <p>第 5 ー(3)号様式の「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕（仕入区分用）」</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税の更正の請求書</p> | <p><u>る課税期間用〕（簡易準用）」</u></p> <p>(5) 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）附則第 16 条第 1 項（課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続）に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ 改正法附則第 38 条第 1 項（<u>29 年輕減対象資産</u>の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置）<u>又は第 41 条第 1 項（29 年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置）</u>の規定の適用を受ける場合</p> <p>第 5 ー(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10 営業日）を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p> <p>ロ 改正法附則第 38 条第 2 項<u>又は第 41 条第 2 項</u>の規定の適用を受ける場合</p> <p>第 5 ー(2)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p> <p>ハ 改正法附則第 39 条第 1 項（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）<u>又は第 42 条第 1 項（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置）</u>の規定の適用を受ける場合</p> <p>第 5 ー(3)号様式の「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕（仕入区分用）」</p> <p>(6) 消費税及び地方消費税の更正の請求書</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>国税通則法第 23 条（更正の請求）、法第 56 条（前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）又は地方税法附則第 9 条の 4（譲渡割の賦課徴収の特例等）の規定による更正の請求は、それぞれ次の事業者の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ 個人事業者 第 6 - (1)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」</p> <p>ロ 法人 第 6 - (2)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」</p> <p>ハ イ及びロ共通 第 3 - (2)号様式「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」、第 4 - (1)号様式「付表 1 - 1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）」、第 4 - (2)号様式「付表 2 - 1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）」、第 4 - (3)号様式「付表 4 - 1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易用）」、第 4 - (4)号様式「付表 5 - 1 控除対象仕入税額等の計算表（簡易用）」、第 4 - (5)号様式「付表 1 - 2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」、第 4 - (6)号様式「付表 2 - 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」、第 4 - (7)号様式「付表 4 - 2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」、第 4 - (8)号様式「付表</p> | <p>国税通則法第 23 条（更正の請求）、法第 56 条（前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）又は地方税法附則第 9 条の 4（譲渡割の賦課徴収の特例等）の規定による更正の請求は、それぞれ次の事業者の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ 個人事業者 第 6 - (1)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」</p> <p>ロ 法人 第 6 - (2)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」</p> <p>ハ イ及びロ共通 第 3 - (2)号様式「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」、第 4 - (1)号様式「付表 1 - 1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）」、第 4 - (2)号様式「付表 2 - 1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）」、第 4 - (3)号様式「付表 4 - 1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易用）」、第 4 - (4)号様式「付表 5 - 1 控除対象仕入税額等の計算表（簡易用）」、第 4 - (5)号様式「付表 1 - 2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」、第 4 - (6)号様式「付表 2 - 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」、第 4 - (7)号様式「付表 4 - 2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」、第 4 - (8)号様式「付表</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、第5-(1)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕(売上区分用)」、第5-(2)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕(売上区分用)」及び第5-(3)号様式「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕(仕入区分用)」のうち、該当する様式を併せて提出する。</p> | <p>5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、<u>第4-(9)号様式「付表3-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕(簡易準用)」、第4-(10)号様式「付表3-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕(簡易準用)」、第4-(11)号様式「付表3-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕(簡易準用)」、第5-(1)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕(売上区分用)」、第5-(2)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕(売上区分用)」及び第5-(3)号様式「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕(仕入区分用)」のうち、該当する様式を併せて提出する。</u></p> |

改 正 後

第1号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

※この届出書を所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年七月一日以後提出すること）ができません。

Form for '改 正 後' (After Amendment). Includes fields for date, address, name, and tax status. Contains sections for '提出要件の確認' (Confirmation of Submission Requirements) and '参考事項' (Reference Items).

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第1号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

※この届出書を所得税法等の一部を改正する法律（平成二十九年一月一日以後提出すること）ができません。

Form for '改 正 前' (Before Amendment). Includes fields for date, address, name, and tax status. Contains sections for '提出要件の確認' (Confirmation of Submission Requirements) and '参考事項' (Reference Items).

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

(削除)

改正前

第2号様式

消費税簡易課税制度を準用する旨の届出書
(基準期間の課税売上高が5千万円を超える事業者用)

簡易準用

※ 平成二十九年一月一日以後に届出をする適用対象期間を含む課税期間ごとに届出をすることができません。

| | | | | | |
|--|--|--|------------------------------|---|---------|
| 平成 年 月 日 | | 届 納 税 地 | | (フリガナ) (〒 -) | |
| 税務署長殿 | | 出 者 | | (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 | |
| | | 法 人 番 号 | | 印 | |
| <p>※ 収受印</p> <p>下記のとおり、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第43条第1項において読み替えて準用する消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。</p> | | | | | |
| ① 適用対象期間を含む課税期間 | 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 | | | | |
| ② ①の期間のうちの適用対象期間 | 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 | | | | |
| ③ ①の基準期間 | 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 | | | | |
| ④ ③の課税売上高 | 円 ※ 5千万円を超える事業者が対象となります。 | | | | |
| 事 業 内 容 等 | | | (事業区分) | | 第 種 事 業 |
| 次のイ、ロ又はハの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。) | | | はい <input type="checkbox"/> | いいえ <input type="checkbox"/> | |
| イ | 消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合 | 課税事業者となった日 | 平成 年 月 日 | | |
| ロ | 消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新設法人」に該当する(該当していた)場合 | 設立年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| ハ | 消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行った場合 | 仕入れ等を行った課税期間の初日 | 平成 年 月 日 | | |
| | 仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合 | 建設等が完了した課税期間の初日 | 平成 年 月 日 | | |
| | ハAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、目的欄をそれぞれ記載してください。 | この届出による①の「適用対象期間を含む課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない | はい <input type="checkbox"/> | いいえ <input type="checkbox"/> | |
| | この届出による②の「適用対象期間を含む課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない | はい <input type="checkbox"/> | いいえ <input type="checkbox"/> | | |
| 上記のほか、次のニ又はホのうち、いずれか該当する項目についても記載してください。 | | | | | |
| ニ | 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第43条第1項に規定する「困難な事情のある事業者」に該当する(ただし、上記イ又はロに記載の各課税期間中に調整対象特定資産の課税仕入れ等を行っている場合は、この届出書を提出した日を含む課税期間がハに記載の各課税期間に該当する場合には、次の「ホ」により規定する。) | はい <input type="checkbox"/> | いいえ <input type="checkbox"/> | | |
| ホ | 平成28年改正法附則第43条第2項に規定する「著しく困難な事情があるとき」に該当する(該当する場合は、以下に「著しく困難な事情」を記載してください。) | はい <input type="checkbox"/> | いいえ <input type="checkbox"/> | | |
| 参 考 事 項 | | | | | |
| 税 理 士 署 名 押 印 | | | 印 (電話番号 - -) | | |
| ※ 税務署処理欄 | 整理番号 | 届出年月日 | 部門番号 | 入力処理 | 台帳整理 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 通信日付印 | 確認印 | 番号 | 確認 | |
| | 年 月 日 | | | | |

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

第3-11号様式

第3-11号様式

納税地、納税者、個人番号、代表者氏名、申告年月日、課税標準等の入力欄

納税地、納税者、個人番号、代表者氏名、申告年月日、課税標準等の入力欄

第一表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間(一)税用

第一表 平成二十九年四月一日以後終了課税期間(一)税用

自平成〇〇年〇〇月〇〇日 課税期間の消費税及び地方消費税の()申告書

自平成〇〇年〇〇月〇〇日 課税期間の消費税及び地方消費税の()申告書

この申告書による消費税の税額の計算 (Table with 16 rows and 2 columns)

付加価値基準等の適用 (Table with 16 rows and 2 columns)

この申告書による地方消費税の税額の計算 (Table with 16 rows and 2 columns)

銀行・支店、金庫・組合、出所・支所 (Table with 16 rows and 2 columns)

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

この申告書による消費税の税額の計算 (Table with 16 rows and 2 columns)

付加価値基準等の適用 (Table with 16 rows and 2 columns)

この申告書による地方消費税の税額の計算 (Table with 16 rows and 2 columns)

銀行・支店、金庫・組合、出所・支所 (Table with 16 rows and 2 columns)

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

※本表は「改正後」の申告書に適用され、修正申告の場合(二)は不可

※本表は「改正前」の申告書に適用され、修正申告の場合(二)は不可

改正後

第3-13号様式

納税地 (フリガナ) 名又は屋号 (フリガナ) 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

第一表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間分一橋島理税用

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の () 申告書

この申告書による消費税の税額の計算 課税標準額 消費税額 買戻金に係る消費税額 控除対象仕入税額 除税 貨物に係る税額 控除税額小計 控除不足運付税額 差引税額 中間納付税額 納付税額 中間納付運付税額 既確定税額 差引納付税額

付賦基準の適用 延払基準等の適用 工事進行基準の適用 現金主義会計の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の仕様の適用 区分 (先売売上高を除く) 売上割合 % 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種 特別計算適用 (令57-3)

この申告書による地方消費税の税額の計算 控除不足運付税額 差引税額 運付額 納付税額 中間納付譲渡割額 納付譲渡割額 中間納付運付譲渡割額 既確定税額 差引納付譲渡割額

銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 郵便局 預金口座番号 ゆうちょ銀行の 行金記号番号 郵便局名等

消費税及び地方消費税の合計(納付又は運付)税額 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

※本表は「第3-13号様式(改正)申告書の提出等に関する取組」(平成30年10月1日現在)に基づき作成されています。

改正前

第3-13号様式

納税地 (フリガナ) 名又は屋号 (フリガナ) 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

第一表 平成二十九年四月一日以後終了課税期間分一橋島理税用

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の () 申告書

この申告書による消費税の税額の計算 課税標準額 消費税額 買戻金に係る消費税額 控除対象仕入税額 除税 貨物に係る税額 控除税額小計 控除不足運付税額 差引税額 中間納付税額 納付税額 中間納付運付税額 既確定税額 差引納付税額

付賦基準の適用 延払基準等の適用 工事進行基準の適用 現金主義会計の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の仕様の適用 区分 (先売売上高を除く) 売上割合 % 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種 特別計算適用 (令57-3)

この申告書による地方消費税の税額の計算 控除不足運付税額 差引税額 運付額 納付税額 中間納付譲渡割額 納付譲渡割額 中間納付運付譲渡割額 既確定税額 差引納付譲渡割額

銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 郵便局 預金口座番号 ゆうちょ銀行の 行金記号番号 郵便局名等

消費税及び地方消費税の合計(納付又は運付)税額 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

※本表は「第3-13号様式(改正)申告書の提出等に関する取組」(平成30年10月1日現在)に基づき作成されています。

改正後

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

| 課税期間 | | . . . ~ . . . | | 氏名又は名称 | |
|--------------------------------|---------------------------------|--|--|--|---------------|
| 区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計 F (X+D+E) | |
| 課税標準額 | ① (付表1-2の①X欄の金額) 円 000 | ② 円 000 | ③ 円 000 | ④ 円 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | ① (付表1-2の①-1X欄の金額) | ② ※第二表の②欄へ | ③ ※第二表の②欄へ | ④ ※第二表の②欄へ | |
| | ② (付表1-2の①-2X欄の金額) | ③ ※①-2欄は、譲渡対価の戻金かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 | ④ ※第二表の②欄へ | ⑤ ※第二表の②欄へ | |
| 内訳 | ① + ② | | | | |
| 消費税額 | ⑥ (付表1-2の②X欄の金額) | ⑦ (付表2-1の②+③D欄の合計金額) | ⑧ (付表2-1の②+③E欄の合計金額) | ⑨ ※第一表の⑨欄へ | |
| 控除過大調整税額 | ⑩ (付表1-2の③X欄の金額) | | | ⑪ ※第一表の⑩欄へ | |
| 控除 | 控除対象仕入税額 | ⑫ (付表1-2の④X欄の金額) | ⑬ (付表2-1の④D欄の金額) | ⑭ (付表2-1の④E欄の金額) | ⑮ ※第一表の⑮欄へ |
| | 返還等対価に係る税額 | ⑯ (付表1-2の⑤X欄の金額) | | | ⑰ ※第二表の⑰欄へ |
| | 売上げの返還等対価に係る税額 | ⑱ (付表1-2の⑤-1X欄の金額) | | | ⑲ ※第二表の⑲欄へ |
| | 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 | ⑳ (付表1-2の⑤-2X欄の金額) | ※⑤-2欄は、譲渡対価の戻金かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 | | ㉑ ※第二表の⑲欄へ |
| | 貸倒れに係る税額 | ㉒ (付表1-2の⑥X欄の金額) | | | ㉓ ※第一表の⑳欄へ |
| | 控除税額小計 (⑫+⑯+⑱+⑳) | ㉔ (付表1-2の⑥X欄の金額) | | | ㉕ ※第一表の㉕欄へ |
| 控除不足還付税額 (㉔-⑩) | ㉖ (付表1-2の⑦X欄の金額) | ㉗ ※⑩欄へ | ㉘ ※⑩欄へ | ㉙ ※⑩欄へ | |
| 差引税額 (㉔+⑩-㉔) | ㉚ (付表1-2の⑧X欄の金額) | ㉛ ※⑩欄へ | ㉜ ※⑩欄へ | ㉝ ※⑩欄へ | |
| 合計差引税額 (㉚-⑩) | ㉞ (付表1-2の⑧X欄の金額) | | | ㉟ ※マイナスの場合は第一表の㉟欄へ ※プラスの場合は第一表の㉟欄へ | |
| 控除不足還付税額 | ㉞ (付表1-2の⑧X欄の金額) | | ㉟ (⑩D欄と⑩E欄の合計金額) | ㊱ ※⑩欄と⑩E欄の合計金額 | |
| 差引税額 | ㉚ (付表1-2の⑧X欄の金額) | | ㉜ (⑩D欄と⑩E欄の合計金額) | ㊲ ※⑩欄と⑩E欄の合計金額 | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (㉚-⑩) | ㊳ (付表1-2の⑧X欄の金額) | | ㊴ ※第二表の⑳欄へ | ㊵ ※マイナスの場合は第一表の㊵欄へ ※プラスの場合は第一表の㊵欄へ ※第二表の㊵欄へ | |
| 譲渡付額 | ㊶ (付表1-2の⑨X欄の金額) | | ㊷ (⑩E欄×22/78) | ㊸ (⑩E欄×22/78) | |
| 割納税額 | ㊹ (付表1-2の⑨X欄の金額) | | ㊺ (⑩E欄×22/78) | ㊻ (⑩E欄×22/78) | |
| 合計差引譲渡割額 (㊹-㊹) | ㊼ (付表1-2の⑨X欄の金額) | | ㊽ ※マイナスの場合は第一表の㊽欄へ ※プラスの場合は第一表の㊽欄へ | ㊾ ※マイナスの場合は第一表の㊾欄へ ※プラスの場合は第一表の㊾欄へ | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(112.1.1)以後終了課税期間用

改正前

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

| 課税期間 | | . . . ~ . . . | | 氏名又は名称 | |
|--------------------------------|---------------------------------|--|--|--|---------------|
| 区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計 F (X+D+E) | |
| 課税標準額 | ① (付表1-2の①X欄の金額) 円 000 | ② 円 000 | ③ 円 000 | ④ 円 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | ① (付表1-2の①-1X欄の金額) | ② ※第二表の②欄へ | ③ ※第二表の②欄へ | ④ ※第二表の②欄へ | |
| | ② (付表1-2の①-2X欄の金額) | ③ ※①-2欄は、譲渡対価の戻金かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 | ④ ※第二表の②欄へ | ⑤ ※第二表の②欄へ | |
| 内訳 | ① + ② | | | | |
| 消費税額 | ⑥ (付表1-2の②X欄の金額) | ⑦ (付表2-1の②+③D欄の合計金額) | ⑧ (付表2-1の②+③E欄の合計金額) | ⑨ ※第一表の⑨欄へ | |
| 控除過大調整税額 | ⑩ (付表1-2の③X欄の金額) | | | ⑪ ※第一表の⑩欄へ | |
| 控除 | 控除対象仕入税額 | ⑫ (付表1-2の④X欄の金額) | ⑬ (付表2-1の④D欄の金額) | ⑭ (付表2-1の④E欄の金額) | ⑮ ※第一表の⑮欄へ |
| | 返還等対価に係る税額 | ⑯ (付表1-2の⑤X欄の金額) | | | ⑰ ※第二表の⑰欄へ |
| | 売上げの返還等対価に係る税額 | ⑱ (付表1-2の⑤-1X欄の金額) | | | ⑲ ※第二表の⑲欄へ |
| | 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 | ⑳ (付表1-2の⑤-2X欄の金額) | ※⑤-2欄は、譲渡対価の戻金かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 | | ㉑ ※第二表の⑲欄へ |
| | 貸倒れに係る税額 | ㉒ (付表1-2の⑥X欄の金額) | | | ㉓ ※第一表の⑳欄へ |
| | 控除税額小計 (⑫+⑯+⑱+⑳) | ㉔ (付表1-2の⑥X欄の金額) | | | ㉕ ※第一表の㉕欄へ |
| 控除不足還付税額 (㉔-⑩) | ㉖ (付表1-2の⑦X欄の金額) | ㉗ ※⑩欄へ | ㉘ ※⑩欄へ | ㉙ ※⑩欄へ | |
| 差引税額 (㉔+⑩-㉔) | ㉚ (付表1-2の⑧X欄の金額) | ㉛ ※⑩欄へ | ㉜ ※⑩欄へ | ㉝ ※⑩欄へ | |
| 合計差引税額 (㉚-⑩) | ㉞ (付表1-2の⑧X欄の金額) | | | ㉟ ※マイナスの場合は第一表の㉟欄へ ※プラスの場合は第一表の㉟欄へ | |
| 控除不足還付税額 | ㉞ (付表1-2の⑧X欄の金額) | | ㉟ (⑩D欄と⑩E欄の合計金額) | ㊱ ※⑩欄と⑩E欄の合計金額 | |
| 差引税額 | ㉚ (付表1-2の⑧X欄の金額) | | ㉜ (⑩D欄と⑩E欄の合計金額) | ㊲ ※⑩欄と⑩E欄の合計金額 | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (㉚-⑩) | ㊳ (付表1-2の⑧X欄の金額) | | ㊴ ※第二表の⑳欄へ | ㊵ ※マイナスの場合は第一表の㊵欄へ ※プラスの場合は第一表の㊵欄へ ※第二表の㊵欄へ | |
| 譲渡付額 | ㊶ (付表1-2の⑨X欄の金額) | | ㊷ (⑩E欄×22/78) | ㊸ (⑩E欄×22/78) | |
| 割納税額 | ㊹ (付表1-2の⑨X欄の金額) | | ㊺ (⑩E欄×22/78) | ㊻ (⑩E欄×22/78) | |
| 合計差引譲渡割額 (㊹-㊹) | ㊼ (付表1-2の⑨X欄の金額) | | ㊽ ※マイナスの場合は第一表の㊽欄へ ※プラスの場合は第一表の㊽欄へ | ㊾ ※マイナスの場合は第一表の㊾欄へ ※プラスの場合は第一表の㊾欄へ | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(112.1.1)以後終了課税期間用

改正後

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

| 課税期間 | | . . . ~ . . . | | 氏名又は名称 | |
|-------------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|---|--|
| 区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計 F (X+D+E) | |
| 課税標準額 ① | (付表4-2の①X欄の金額) 円 000 | 円 000 | 円 000 | 円 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1 | (付表4-2の①-1X欄の金額) | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | |
| 消費税額 ② | (付表4-2の②X欄の金額) | ※付表5-1の①D欄へ ※第二表の②欄へ | ※付表5-1の①E欄へ ※第二表の②欄へ | ※付表5-1の①F欄へ ※第二表の②欄へ | |
| 貸倒回収に係る消費税額 ③ | (付表4-2の③X欄の金額) | ※付表5-1の②D欄へ | ※付表5-1の②E欄へ | ※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ | |
| 除税 | 控除対象仕入税額 ④ | (付表4-2の④X欄の金額) | (付表4-1の④D欄又は④E欄の金額) | (付表4-1の④F欄又は④G欄の金額) ※第一表の④欄へ | |
| | 返還等対価に係る税額 ⑤ | (付表4-2の⑤X欄の金額) | ※付表5-1の③D欄へ | ※付表5-1の③E欄へ ※第二表の⑤欄へ | |
| | 貸倒れに係る税額 ⑥ | (付表4-2の⑥X欄の金額) | | ※第一表の⑥欄へ | |
| 控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦ | (付表4-2の⑦X欄の金額) | | | ※第一表の⑦欄へ | |
| 控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧ | (付表4-2の⑧X欄の金額) | ※⑧E欄へ | ※⑧E欄へ | | |
| 差引税額 (②+③-⑦) ⑨ | (付表4-2の⑨X欄の金額) | ※⑨E欄へ | ※⑨E欄へ | | |
| 合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩ | | | | ※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ | |
| 控除不足還付税額 ⑪ | (付表4-2の⑪X欄の金額) | | (⑧D欄と⑧E欄の合計金額) | | |
| 差引税額 ⑫ | (付表4-2の⑫X欄の金額) | | (⑨D欄と⑨E欄の合計金額) | | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩) ⑬ | (付表4-2の⑬X欄の金額) | ※第二表の⑬欄へ | | ※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑬欄へ | |
| 譲渡 | 運付額 ⑭ | (付表4-2の⑭X欄の金額) | | ⑬E欄×22.7% | |
| | 納税額 ⑮ | (付表4-2の⑮X欄の金額) | | ⑬E欄×22.7% | |
| 合計差引譲渡割額 ⑯ | | | | ※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ | |

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて、
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

(11月1日以降終了課税期間用)

改正前

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

| 課税期間 | | . . . ~ . . . | | 氏名又は名称 | |
|-------------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|---|--|
| 区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計 F (X+D+E) | |
| 課税標準額 ① | (付表4-2の①X欄の金額) 円 000 | 円 000 | 円 000 | 円 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1 | (付表4-2の①-1X欄の金額) | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | |
| 消費税額 ② | (付表4-2の②X欄の金額) | ※付表5-1の①D欄へ ※第二表の②欄へ | ※付表5-1の①E欄へ ※第二表の②欄へ | ※付表5-1の①F欄へ ※第二表の②欄へ | |
| 貸倒回収に係る消費税額 ③ | (付表4-2の③X欄の金額) | ※付表5-1の②D欄へ | ※付表5-1の②E欄へ | ※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ | |
| 除税 | 控除対象仕入税額 ④ | (付表4-2の④X欄の金額) | (付表4-1の④D欄又は④E欄の金額) | (付表4-1の④F欄又は④G欄の金額) ※第一表の④欄へ | |
| | 返還等対価に係る税額 ⑤ | (付表4-2の⑤X欄の金額) | ※付表5-1の③D欄へ | ※付表5-1の③E欄へ ※第二表の⑤欄へ | |
| | 貸倒れに係る税額 ⑥ | (付表4-2の⑥X欄の金額) | | ※第一表の⑥欄へ | |
| 控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦ | (付表4-2の⑦X欄の金額) | | | ※第一表の⑦欄へ | |
| 控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧ | (付表4-2の⑧X欄の金額) | ※⑧E欄へ | ※⑧E欄へ | | |
| 差引税額 (②+③-⑦) ⑨ | (付表4-2の⑨X欄の金額) | ※⑨E欄へ | ※⑨E欄へ | | |
| 合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩ | | | | ※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ | |
| 控除不足還付税額 ⑪ | (付表4-2の⑪X欄の金額) | | (⑧D欄と⑧E欄の合計金額) | | |
| 差引税額 ⑫ | (付表4-2の⑫X欄の金額) | | (⑨D欄と⑨E欄の合計金額) | | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩) ⑬ | (付表4-2の⑬X欄の金額) | ※第二表の⑬欄へ | | ※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑬欄へ | |
| 譲渡 | 運付額 ⑭ | (付表4-2の⑭X欄の金額) | | ⑬E欄×22.7% | |
| | 納税額 ⑮ | (付表4-2の⑮X欄の金額) | | ⑬E欄×22.7% | |
| 合計差引譲渡割額 ⑯ | | | | ※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ | |

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて、
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

(11月1日以降終了課税期間用)

改正後

第4-(4)号様式

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

| | | |
|------|---|--------|
| 課税期間 | ～ | 氏名又は名称 |
|------|---|--------|

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 課税標準額に 対する消費税額 ① | 付表5-2の①の金額 円 | 付表4-1の①の金額 円 | 付表4-1の①の金額 円 | 付表4-1の①の金額 円 |
| 貸倒回収に 係る消費税額 ② | 付表5-2の②の金額 円 | 付表4-1の②の金額 円 | 付表4-1の②の金額 円 | 付表4-1の②の金額 円 |
| 売上対価の返還等 に係る消費税額 ③ | 付表5-2の③の金額 円 | 付表4-1の③の金額 円 | 付表4-1の③の金額 円 | 付表4-1の③の金額 円 |
| 控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④ | 付表5-2の④の金額 円 | | | |

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤ | 付表5-2の④の金額 円 | 付表4-1の④の金額 円 | 付表4-1の④の金額 円 | 付表4-1の④の金額 円 |

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) | 売上 割合 |
|------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------|
| 事業区分別の合計額 ⑥ | 付表5-2の⑥の金額 円 | 円 | 円 | 円 | % |
| 第一種事業 (卸売業) ⑦ | 付表5-2の⑦の金額 円 | | | ※第一表「事業区分」欄へ | % |
| 第二種事業 (小売業) ⑧ | 付表5-2の⑧の金額 円 | | | ※ | % |
| 第三種事業 (製造業等) ⑨ | 付表5-2の⑨の金額 円 | | | ※ | % |
| 第四種事業 (その他) ⑩ | 付表5-2の⑩の金額 円 | | | ※ | % |
| 第五種事業 (サービス業等) ⑪ | 付表5-2の⑪の金額 円 | | | ※ | % |
| 第六種事業 (不動産業) ⑫ | 付表5-2の⑫の金額 円 | | | ※ | % |

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 事業区分別の合計額 ⑬ | 付表5-2の⑬の金額 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第一種事業 (卸売業) ⑭ | 付表5-2の⑭の金額 円 | | | |
| 第二種事業 (小売業) ⑮ | 付表5-2の⑮の金額 円 | | | |
| 第三種事業 (製造業等) ⑯ | 付表5-2の⑯の金額 円 | | | |
| 第四種事業 (その他) ⑰ | 付表5-2の⑰の金額 円 | | | |
| 第五種事業 (サービス業等) ⑱ | 付表5-2の⑱の金額 円 | | | |
| 第六種事業 (不動産業) ⑲ | 付表5-2の⑲の金額 円 | | | |

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 課税売上および引当品を受け又は引当品を戻した金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含んでいる場合には、⑥から⑭欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(13.1.10.1)以後終了課税期間用)

改正前

第4-(4)号様式

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

| | | |
|------|---|--------|
| 課税期間 | ～ | 氏名又は名称 |
|------|---|--------|

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 課税標準額に 対する消費税額 ① | 付表5-2の①の金額 円 | 付表4-1の①の金額 円 | 付表4-1の①の金額 円 | 付表4-1の①の金額 円 |
| 貸倒回収に 係る消費税額 ② | 付表5-2の②の金額 円 | 付表4-1の②の金額 円 | 付表4-1の②の金額 円 | 付表4-1の②の金額 円 |
| 売上対価の返還等 に係る消費税額 ③ | 付表5-2の③の金額 円 | 付表4-1の③の金額 円 | 付表4-1の③の金額 円 | 付表4-1の③の金額 円 |
| 控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④ | 付表5-2の④の金額 円 | | | |

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤ | 付表5-2の④の金額 円 | 付表4-1の④の金額 円 | 付表4-1の④の金額 円 | 付表4-1の④の金額 円 |

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) | 売上 割合 |
|------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------|
| 事業区分別の合計額 ⑥ | 付表5-2の⑥の金額 円 | 円 | 円 | 円 | % |
| 第一種事業 (卸売業) ⑦ | 付表5-2の⑦の金額 円 | | | ※第一表「事業区分」欄へ | % |
| 第二種事業 (小売業) ⑧ | 付表5-2の⑧の金額 円 | | | ※ | % |
| 第三種事業 (製造業等) ⑨ | 付表5-2の⑨の金額 円 | | | ※ | % |
| 第四種事業 (その他) ⑩ | 付表5-2の⑩の金額 円 | | | ※ | % |
| 第五種事業 (サービス業等) ⑪ | 付表5-2の⑪の金額 円 | | | ※ | % |
| 第六種事業 (不動産業) ⑫ | 付表5-2の⑫の金額 円 | | | ※ | % |

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 事業区分別の合計額 ⑬ | 付表5-2の⑬の金額 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第一種事業 (卸売業) ⑭ | 付表5-2の⑭の金額 円 | | | |
| 第二種事業 (小売業) ⑮ | 付表5-2の⑮の金額 円 | | | |
| 第三種事業 (製造業等) ⑯ | 付表5-2の⑯の金額 円 | | | |
| 第四種事業 (その他) ⑰ | 付表5-2の⑰の金額 円 | | | |
| 第五種事業 (サービス業等) ⑱ | 付表5-2の⑱の金額 円 | | | |
| 第六種事業 (不動産業) ⑲ | 付表5-2の⑲の金額 円 | | | |

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 課税売上および引当品を受け又は引当品を戻した金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含んでいる場合には、⑥から⑭欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(13.1.10.1)以後終了課税期間用)

改正後

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|---|--------------|-----------------|----------------|----------------|
| ④ × みなし仕入率 $\frac{⑧ \times 90\% + ⑨ \times 80\% + ⑩ \times 70\% + ⑪ \times 60\% + ⑫ \times 50\% + ⑬ \times 40\%}{⑭}$ | 行表5-2の⑧の金額 円 | 円 | 円 | 円 |

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で76%以上

| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|---|--------------|-----------------|----------------|----------------|
| (①F/②F+③F/④F+⑤F/⑥F+⑦F/⑧F+⑨F/⑩F+⑪F/⑫F) ≥ 76% | 行表5-2の⑧の金額 円 | 円 | 円 | 円 |
| ④ × みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%) | ⑭ | | | |

(ロ) 2種類の事業で76%以上

| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|------------------------------------|---|-----------------|----------------|----------------|
| 第一種事業及び第二種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 80\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第一種事業及び第三種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 70\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第一種事業及び第四種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 60\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第一種事業及び第五種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 50\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第一種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第二種事業及び第三種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 80\% + (⑩ - ⑧) \times 70\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第二種事業及び第四種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 80\% + (⑩ - ⑧) \times 60\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第二種事業及び第五種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 80\% + (⑩ - ⑧) \times 50\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第二種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 80\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第三種事業及び第四種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 70\% + (⑩ - ⑧) \times 60\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第三種事業及び第五種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 70\% + (⑩ - ⑧) \times 50\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第三種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 70\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第四種事業及び第五種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 60\% + (⑩ - ⑧) \times 50\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第四種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 60\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第五種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 50\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|---------------------------|--------------|-----------------|----------------|----------------|
| 選択可能な計算式区分(④～⑯)の中から選択した金額 | 行表5-2の⑧の金額 円 | 行表4-1の①の金額～ 円 | 行表4-1の②の金額～ 円 | 行表4-1の③の金額～ 円 |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、行表5-2を作成してから当該行表を作成する。

(2/2)

1131.10.1(以後終了課税期間用)

改正前

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|---|--------------|-----------------|----------------|----------------|
| ④ × みなし仕入率 $\frac{⑧ \times 90\% + ⑨ \times 80\% + ⑩ \times 70\% + ⑪ \times 60\% + ⑫ \times 50\% + ⑬ \times 40\%}{⑭}$ | 行表5-2の⑧の金額 円 | 円 | 円 | 円 |

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で76%以上

| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|---------------------------------------|--------------|-----------------|----------------|----------------|
| (①F/②F+③F/④F+⑤F/⑥F+⑦F/⑧F+⑨F/⑩F) ≥ 76% | 行表5-2の⑧の金額 円 | 円 | 円 | 円 |
| ④ × みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%) | ⑭ | | | |

(ロ) 2種類の事業で76%以上

| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|------------------------------------|---|-----------------|----------------|----------------|
| 第一種事業及び第二種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 80\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第一種事業及び第三種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 70\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第一種事業及び第四種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 60\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第一種事業及び第五種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 50\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第一種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 90\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第二種事業及び第三種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 80\% + (⑩ - ⑧) \times 70\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第二種事業及び第四種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 80\% + (⑩ - ⑧) \times 60\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第二種事業及び第五種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 80\% + (⑩ - ⑧) \times 50\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第二種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 80\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第三種事業及び第四種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 70\% + (⑩ - ⑧) \times 60\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第三種事業及び第五種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 70\% + (⑩ - ⑧) \times 50\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第三種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 70\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第四種事業及び第五種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 60\% + (⑩ - ⑧) \times 50\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第四種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 60\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |
| 第五種事業及び第六種事業 ④F + ⑤F / ⑥F ≥ 76% | ④ × $\frac{⑧ \times 50\% + (⑩ - ⑧) \times 40\%}{⑭}$ | ⑭ | | |

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

| 項目 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計F (X+D+E) |
|---------------------------|--------------|------------------------------|------------------------------|----------------|
| 選択可能な計算式区分(④～⑯)の中から選択した金額 | 行表5-2の⑧の金額 円 | 行表4-1の①の金額又は 行表4-1の②の金額 円 | 行表4-1の②の金額又は 行表4-1の③の金額 円 | 行表4-1の③の金額～ 円 |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、行表5-2を作成してから当該行表を作成する。

(2/2)

1139.11(以後終了課税期間用)

改正後

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

| 課税期間 | | 氏名又は名称 | | | |
|-----------------------|--------------------|--|--------------------|--------------------|----------------|
| 区分 | 税率3%適用分 | 税率4%適用分 | 税率6.3%適用分 | 旧税率分小計 X | |
| | A | B | C | (A+B+C) | |
| 課税標準額 | 000 | 000 | 000 | 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | ① | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※付表1-1の①-1X欄へ | |
| | ② | ※①欄に、課税仕入れの対価を除き、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 | ※第二表の①欄へ | ※付表1-1の①-2X欄へ | |
| 消費税額 | ② | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※付表1-1の②X欄へ | |
| 控除過大調整税額 | ③ | {付表2-2の④+⑤A欄の合計金額} | {付表2-2の④+⑤B欄の合計金額} | {付表2-2の④+⑤C欄の合計金額} | |
| 控除額 | 控除対象仕入税額 | ④ | {付表2-2の⑥A欄の金額} | {付表2-2の⑥B欄の金額} | {付表2-2の⑥C欄の金額} |
| | 返還等対価に係る税額 | ⑤ | | | ※付表1-1の⑤X欄へ |
| | 売上げの返還等対価に係る税額 | ⑤ | | | ※付表1-1の⑤-1X欄へ |
| | 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 | ⑤ | | | ※付表1-1の⑤-2X欄へ |
| | 貸倒れに係る税額 | ⑥ | | | ※付表1-1の⑥X欄へ |
| | 控除税額小計 | ⑦ | | | ※付表1-1の⑦X欄へ |
| 控除不足還付税額 | ⑧ | ※⑦欄へ | ※⑦欄へ | ※付表1-1の⑧X欄へ | |
| 差引税額 | ⑨ | ※⑦欄へ | ※⑦欄へ | ※付表1-1の⑨X欄へ | |
| 合計差引税額 | ⑩ | | | | |
| 控除不足還付税額 | ⑪ | {⑧B欄の金額} | {⑧C欄の金額} | ※付表1-1の⑪X欄へ | |
| 差引税額 | ⑫ | {⑨B欄の金額} | {⑨C欄の金額} | ※付表1-1の⑫X欄へ | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 | ⑬ | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※付表1-1の⑬X欄へ | |
| 譲渡付額 | ⑭ | {⑬B欄×25/100} | {⑬C欄×17/63} | ※付表1-1の⑭X欄へ | |
| 割納税額 | ⑮ | {⑬B欄×25/100} | {⑬C欄×17/63} | ※付表1-1の⑮X欄へ | |
| 合計差引譲渡割額 | ⑯ | | | | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1を作成する。

〔11月1日以降終了課税期間用〕

改正前

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

| 課税期間 | | 氏名又は名称 | | | |
|-----------------------|--------------------|--|--------------------|--------------------|----------------|
| 区分 | 税率3%適用分 | 税率4%適用分 | 税率6.3%適用分 | 旧税率分小計 X | |
| | A | B | C | (A+B+C) | |
| 課税標準額 | 000 | 000 | 000 | 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | ① | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※付表1-1の①-1X欄へ | |
| | ② | ※①欄に、課税仕入れの対価を除き、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 | ※第二表の①欄へ | ※付表1-1の①-2X欄へ | |
| 消費税額 | ② | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※付表1-1の②X欄へ | |
| 控除過大調整税額 | ③ | {付表2-2の④+⑤A欄の合計金額} | {付表2-2の④+⑤B欄の合計金額} | {付表2-2の④+⑤C欄の合計金額} | |
| 控除額 | 控除対象仕入税額 | ④ | {付表2-2の⑥A欄の金額} | {付表2-2の⑥B欄の金額} | {付表2-2の⑥C欄の金額} |
| | 返還等対価に係る税額 | ⑤ | | | ※付表1-1の⑤X欄へ |
| | 売上げの返還等対価に係る税額 | ⑤ | | | ※付表1-1の⑤-1X欄へ |
| | 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 | ⑤ | | | ※付表1-1の⑤-2X欄へ |
| | 貸倒れに係る税額 | ⑥ | | | ※付表1-1の⑥X欄へ |
| | 控除税額小計 | ⑦ | | | ※付表1-1の⑦X欄へ |
| 控除不足還付税額 | ⑧ | ※⑦欄へ | ※⑦欄へ | ※付表1-1の⑧X欄へ | |
| 差引税額 | ⑨ | ※⑦欄へ | ※⑦欄へ | ※付表1-1の⑨X欄へ | |
| 合計差引税額 | ⑩ | | | | |
| 控除不足還付税額 | ⑪ | {⑧B欄の金額} | {⑧C欄の金額} | ※付表1-1の⑪X欄へ | |
| 差引税額 | ⑫ | {⑨B欄の金額} | {⑨C欄の金額} | ※付表1-1の⑫X欄へ | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 | ⑬ | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※付表1-1の⑬X欄へ | |
| 譲渡付額 | ⑭ | {⑬B欄×25/100} | {⑬C欄×17/63} | ※付表1-1の⑭X欄へ | |
| 割納税額 | ⑮ | {⑬B欄×25/100} | {⑬C欄×17/63} | ※付表1-1の⑮X欄へ | |
| 合計差引譲渡割額 | ⑯ | | | | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1を作成する。

〔11月1日以降終了課税期間用〕

改正後

第4-(6)号様式 付表2-2

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用

一般

Table with columns for tax rate categories (A, B, C) and rows for various tax items like sales tax, non-taxable assets, and input tax credits.

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて... 2 自税率の適用が異なる場合は、当該計算を作成してから付表2-1を作成する...

改正前

第4-(6)号様式 付表2-2

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用

一般

Table with columns for tax rate categories (A, B, C) and rows for various tax items, including a highlighted box for non-taxable assets.

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて... 2 自税率が適用された取引がある場合は、当該計算を作成してから付表2-1を作成する...

改正後

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

| 課税期間 | | . . . ~ . . . | | 氏名又は名称 | |
|-----------------------------|---------------------------|-----------------|----------------|---------------------|--|
| 区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) | |
| 課税標準額 ① | 円 000 | 円 000 | 円 000 | 円 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | ① 1 円 第2表の①A欄へ | 円 第2表の①B欄へ | 円 第2表の①C欄へ | 円 第4-1の①X欄へ | |
| 消費税額 ② | 円 第2表の②A欄へ 第2表の②B欄へ | 円 第2表の②B欄へ | 円 第2表の②C欄へ | 円 第4-1の②X欄へ | |
| 貸倒回収に係る消費税額 ③ | 円 第5-2の②A欄へ | 円 第5-2の②B欄へ | 円 第5-2の②C欄へ | 円 第4-1の③X欄へ | |
| 控除対象仕入税額 | ④ 円 第5-2の③A欄へ | 円 第5-2の③B欄へ | 円 第5-2の③C欄へ | 円 第4-1の④X欄へ | |
| | ⑤ 円 第5-2の③A欄へ | 円 第5-2の③B欄へ | 円 第5-2の③C欄へ | 円 第4-1の⑤X欄へ | |
| | ⑥ 円 第5-2の③A欄へ | 円 第5-2の③B欄へ | 円 第5-2の③C欄へ | 円 第4-1の⑥X欄へ | |
| 控除税額小計 (④+⑤+⑥) | | | | 円 第4-1の⑦X欄へ | |
| 控除不足還付税額 (⑦-②-③) | | 円 第⑧欄へ | 円 第⑨欄へ | 円 第4-1の⑧X欄へ | |
| 差引税額 (②+③-⑦) | | 円 第⑩欄へ | 円 第⑪欄へ | 円 第4-1の⑩X欄へ | |
| 合計差引税額 (⑩-⑧) | | | | 円 第4-1の⑪X欄へ | |
| 控除不足還付税額 ⑪ | | 円 第⑫欄の金額 | 円 第⑬欄の金額 | 円 第4-1の⑫X欄へ | |
| 差引税額 ⑫ | | 円 第⑭欄の金額 | 円 第⑮欄の金額 | 円 第4-1の⑬X欄へ | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) | | 円 第2表の⑯欄へ | 円 第2表の⑯欄へ | 円 第4-1の⑭X欄へ | |
| 譲渡引額 | ⑬ 円 第⑮欄×25/100 | 円 第⑮欄×25/100 | 円 第⑮欄×17/63 | 円 第4-1の⑮X欄へ | |
| | ⑭ 円 第⑮欄×25/100 | 円 第⑮欄×25/100 | 円 第⑮欄×17/63 | 円 第4-1の⑯X欄へ | |
| 合計差引譲渡引額 (⑬-⑭) | | | | 円 第4-1の⑰X欄へ | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該行表を作成してから付表4-1を作成する。

(121.10.1)以後終了課税期間用

改正前

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

| 課税期間 | | . . . ~ . . . | | 氏名又は名称 | |
|-----------------------------|---------------------------|-----------------|----------------|---------------------|--|
| 区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) | |
| 課税標準額 ① | 円 000 | 円 000 | 円 000 | 円 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | ① 1 円 第2表の①A欄へ | 円 第2表の①B欄へ | 円 第2表の①C欄へ | 円 第4-1の①X欄へ | |
| 消費税額 ② | 円 第2表の②A欄へ 第2表の②B欄へ | 円 第2表の②B欄へ | 円 第2表の②C欄へ | 円 第4-1の②X欄へ | |
| 貸倒回収に係る消費税額 ③ | 円 第5-2の②A欄へ | 円 第5-2の②B欄へ | 円 第5-2の②C欄へ | 円 第4-1の③X欄へ | |
| 控除対象仕入税額 | ④ 円 第5-2の③A欄へ | 円 第5-2の③B欄へ | 円 第5-2の③C欄へ | 円 第4-1の④X欄へ | |
| | ⑤ 円 第5-2の③A欄へ | 円 第5-2の③B欄へ | 円 第5-2の③C欄へ | 円 第4-1の⑤X欄へ | |
| | ⑥ 円 第5-2の③A欄へ | 円 第5-2の③B欄へ | 円 第5-2の③C欄へ | 円 第4-1の⑥X欄へ | |
| 控除税額小計 (④+⑤+⑥) | | | | 円 第4-1の⑦X欄へ | |
| 控除不足還付税額 (⑦-②-③) | | 円 第⑧欄へ | 円 第⑨欄へ | 円 第4-1の⑧X欄へ | |
| 差引税額 (②+③-⑦) | | 円 第⑩欄へ | 円 第⑪欄へ | 円 第4-1の⑩X欄へ | |
| 合計差引税額 (⑩-⑧) | | | | 円 第4-1の⑪X欄へ | |
| 控除不足還付税額 ⑪ | | 円 第⑫欄の金額 | 円 第⑬欄の金額 | 円 第4-1の⑫X欄へ | |
| 差引税額 ⑫ | | 円 第⑭欄の金額 | 円 第⑮欄の金額 | 円 第4-1の⑬X欄へ | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) | | 円 第2表の⑯欄へ | 円 第2表の⑯欄へ | 円 第4-1の⑭X欄へ | |
| 譲渡引額 | ⑬ 円 第⑮欄×25/100 | 円 第⑮欄×25/100 | 円 第⑮欄×17/63 | 円 第4-1の⑮X欄へ | |
| | ⑭ 円 第⑮欄×25/100 | 円 第⑮欄×25/100 | 円 第⑮欄×17/63 | 円 第4-1の⑯X欄へ | |
| 合計差引譲渡引額 (⑬-⑭) | | | | 円 第4-1の⑰X欄へ | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該行表を作成してから付表4-1を作成する。

(122.1.1)以後終了課税期間用

改正後

第4-(8)号様式

附表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間 氏名又は名称

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

Table with 5 columns: 項目, 税率3%適用分 A, 税率4%適用分 B, 税率6.3%適用分 C, 旧税率分小計 X (A+B+C). Rows include 課税標準消費額に係る消費税額, 貸倒回収に係る消費税額, 売上対価の返還等に係る消費税額, 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額.

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

Table with 5 columns: 項目, 税率3%適用分 A, 税率4%適用分 B, 税率6.3%適用分 C, 旧税率分小計 X (A+B+C). Row ⑤: ④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

Table with 5 columns: 項目, 税率3%適用分 A, 税率4%適用分 B, 税率6.3%適用分 C, 旧税率分小計 X (A+B+C). Rows for 事業区分別の合計額 and 第一種事業 through 第六種事業.

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

Table with 5 columns: 項目, 税率3%適用分 A, 税率4%適用分 B, 税率6.3%適用分 C, 旧税率分小計 X (A+B+C). Rows for 事業区分別の合計額 and 第一種事業 through 第六種事業.

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て、
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該行表を作成してから付表5-1を作成する。
3 課税売上(1)につき商品を受け又は取引を前戻した金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で処理して経費に含めている場合には、③から⑥欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(123.10.10)以後終了課税期間用

改正前

第4-(8)号様式

附表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間 氏名又は名称

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

Table with 5 columns: 項目, 税率3%適用分 A, 税率4%適用分 B, 税率6.3%適用分 C, 旧税率分小計 X (A+B+C). Rows include 課税標準消費額に係る消費税額, 貸倒回収に係る消費税額, 売上対価の返還等に係る消費税額, 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額.

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

Table with 5 columns: 項目, 税率3%適用分 A, 税率4%適用分 B, 税率6.3%適用分 C, 旧税率分小計 X (A+B+C). Row ⑤: ④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

Table with 5 columns: 項目, 税率3%適用分 A, 税率4%適用分 B, 税率6.3%適用分 C, 旧税率分小計 X (A+B+C). Rows for 事業区分別の合計額 and 第一種事業 through 第六種事業.

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

Table with 5 columns: 項目, 税率3%適用分 A, 税率4%適用分 B, 税率6.3%適用分 C, 旧税率分小計 X (A+B+C). Rows for 事業区分別の合計額 and 第一種事業 through 第六種事業.

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て、
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該行表を作成してから付表5-1を作成する。
3 課税売上(1)につき商品を受け又は取引を前戻した金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で処理して経費に含めている場合には、③から⑥欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(123.4.1)以後終了課税期間用

改正後

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
|---|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| ④ × みなし仕入率 $\left[\frac{\text{①} \times 90\% + \text{②} \times 80\% + \text{③} \times 70\% + \text{④} \times 60\% + \text{⑤} \times 50\% + \text{⑥} \times 40\%}{\text{⑦}} \right] \times \text{⑧}$ | | | | 付表5-1の取次欄へ |

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で76%以上

| 控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと) | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
|--|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| (②F/②F+③F/③F+④F/④F+⑤F/⑤F+⑥F/⑥F+⑦F/⑦F) ≥ 75% | | | | 付表5-1の取次欄へ |
| ④ × みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%) | | | | 付表5-1の取次欄へ |

(ロ) 2種類の事業で76%以上

| 控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと) | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
|--|---|--------------|----------------|---------------------|
| 第一種事業及び第二種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 80\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第一種事業及び第三種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 70\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第一種事業及び第四種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 60\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第一種事業及び第五種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 50\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第一種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第二種事業及び第三種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 80\% + (\text{②} - \text{①}) \times 70\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第二種事業及び第四種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 80\% + (\text{②} - \text{①}) \times 60\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第二種事業及び第五種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 80\% + (\text{②} - \text{①}) \times 50\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第二種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 80\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第三種事業及び第四種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 70\% + (\text{②} - \text{①}) \times 60\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第三種事業及び第五種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 70\% + (\text{②} - \text{①}) \times 50\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第三種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 70\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第四種事業及び第五種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 60\% + (\text{②} - \text{①}) \times 50\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第四種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 60\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第五種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 50\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
|---------------------------|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| 選択可能な計算式区分(④～⑯)の内から選択した金額 | 付表4-2の④A欄へ | 付表4-2の④B欄へ | 付表4-2の④C欄へ | 付表5-1の取次欄へ |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(2/2)

(111) (1) 以後終了課税期間用

改正前

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
|---|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| ④ × みなし仕入率 $\left[\frac{\text{①} \times 90\% + \text{②} \times 80\% + \text{③} \times 70\% + \text{④} \times 60\% + \text{⑤} \times 50\% + \text{⑥} \times 40\%}{\text{⑦}} \right] \times \text{⑧}$ | | | | 付表5-1の取次欄へ |

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で76%以上

| 控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと) | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
|--|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| (②F/②F+③F/③F+④F/④F+⑤F/⑤F+⑥F/⑥F) ≥ 75% | | | | 付表5-1の取次欄へ |
| ④ × みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%) | | | | 付表5-1の取次欄へ |

(ロ) 2種類の事業で76%以上

| 控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと) | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
|--|---|--------------|----------------|---------------------|
| 第一種事業及び第二種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 80\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第一種事業及び第三種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 70\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第一種事業及び第四種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 60\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第一種事業及び第五種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 50\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第一種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 90\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第二種事業及び第三種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 80\% + (\text{②} - \text{①}) \times 70\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第二種事業及び第四種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 80\% + (\text{②} - \text{①}) \times 60\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第二種事業及び第五種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 80\% + (\text{②} - \text{①}) \times 50\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第二種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 80\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第三種事業及び第四種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 70\% + (\text{②} - \text{①}) \times 60\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第三種事業及び第五種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 70\% + (\text{②} - \text{①}) \times 50\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第三種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 70\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第四種事業及び第五種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 60\% + (\text{②} - \text{①}) \times 50\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第四種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 60\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |
| 第五種事業及び第六種事業 ⑦F + ⑧F / ⑨F ≥ 75% | ④ × $\frac{\text{①} \times 50\% + (\text{②} - \text{①}) \times 40\%}{\text{③}}$ | ② | | 付表5-1の取次欄へ |

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
|---------------------------|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| 選択可能な計算式区分(④～⑯)の内から選択した金額 | 付表4-2の④A欄へ | 付表4-2の④B欄へ | 付表4-2の④C欄へ | 付表5-1の取次欄へ |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(2/2)

(110) (1) 以後終了課税期間用

改正後

(削除)

改正前

第4-(9)号様式

付表3-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕

簡易準用

| 課税期間 | | 氏名又は名称 | | | |
|--------------------------------|-----|-----------------------|-------------------------|-------------------------|---|
| 区 | 分 | 旧税率分小計 X | 税率6.24%適用分 D | 税率7.8%適用分 E | 合計 F (X+D+E) |
| 課税標準額 | ① | (付表3-2の①X欄の金額) 000 | (①-D欄の金額) 000 | (①-E欄の金額) 000 | 000 |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | ① | (付表3-2の①-1X欄の金額) | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ | ※第二表の①欄へ |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | ①-2 | (付表3-2の①-2X欄の金額) | | | ※第二表の①欄へ |
| 消費税額 | ② | (付表3-2の②X欄の金額) | ※付表5-1の②D欄へ ※第二表の②欄へ | ※付表5-1の②E欄へ ※第二表の②欄へ | ※第二表の②欄へ |
| 控除過大調整税額 | ③ | (付表3-2の③X欄の金額) | | | ※第一表の③欄へ |
| 控除過大調整税額の控除 | ③-1 | (付表3-2の③-1X欄の金額) | | | |
| 貸倒回収に係る消費税額 | ③-2 | (付表3-2の③-2X欄の金額) | ※付表5-1の②D欄へ | ※付表5-1の②E欄へ | |
| 控除対象仕入税額 | ④ | (付表3-2の④X欄の金額) | (付表5-1の②D欄又は②E欄の金額) | (付表5-1の②E欄又は②D欄の金額) | ※第一表の④欄へ |
| 返還等対価に係る税額 | ⑤ | (付表3-2の⑤X欄の金額) | ※付表5-1の②D欄へ | ※付表5-1の②E欄へ | ※第二表の⑤欄へ |
| 売上げの返還等対価に係る税額 | ⑤-1 | (付表3-2の⑤-1X欄の金額) | | | ※第二表の⑤欄へ |
| 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 | ⑤-2 | (付表3-2の⑤-2X欄の金額) | | | ※第二表の⑤欄へ |
| 貸倒れに係る税額 | ⑥ | (付表3-2の⑥X欄の金額) | | | ※第一表の⑥欄へ |
| 控除税額小計 (④+⑤+⑥) | ⑦ | (付表3-2の⑦X欄の金額) | | | ※第一表の⑦欄へ |
| 控除不足還付税額 (⑦-②-③) | ⑧ | (付表3-2の⑧X欄の金額) | ※⑧E欄へ | ※⑧E欄へ | |
| 差引税額 (②+③-⑦) | ⑨ | (付表3-2の⑨X欄の金額) | ※⑨E欄へ | ※⑨E欄へ | |
| 合計差引税額 (⑩-⑧) | ⑩ | | | | ※マダダスの場合は第一表の⑩欄へ ※アラスの場合は第一表の⑩欄へ |
| 控除不足還付税額 | ⑪ | (付表3-2の⑪X欄の金額) | | (⑩D欄+⑩E欄の合計金額) | |
| 差引税額 | ⑫ | (付表3-2の⑫X欄の金額) | | (⑩D欄+⑩E欄の合計金額) | |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) | ⑬ | (付表3-2の⑬X欄の金額) | | ※第二表の⑬欄へ | ※マダダスの場合は第一表の⑬欄へ ※アラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑬欄へ |
| 譲渡進付税額 | ⑭ | (付表3-2の⑭X欄の金額) | | (⑬E欄×22/78) | |
| 納税額 | ⑮ | (付表3-2の⑮X欄の金額) | | (⑬E欄×22/78) | |
| 合計差引譲渡税額 (⑮-⑭) | ⑯ | | | | ※マダダスの場合は第一表の⑯欄へ ※アラスの場合は第一表の⑯欄へ |

※この付表を使用する場合は、申告書第一表(一)税用(一)を使用してください。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表3-2及び付表3-3を作成してから当該付表を作成する。

(⑬D.4)をまたぐ課税期間用)

改正後

(削除)

改正前

第4-(10)号様式

付表3-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕

簡易準用

| 課税期間 | | . . . ~ . . . | | 氏名又は名称 | |
|--------------------------------|-----|--|-------------------------------|-------------------------------|---------------------|
| 区 | 分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 旧税率分小計 X (A+B+C) |
| 課税標準額 | ① | (①-1A欄の金額) 円 000 | (①-1B欄の金額) 円 000 | (①-1C欄①-2C欄の合計金額) 円 000 | ※付表3-1の①X欄へ |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | ①-1 | {付表3-3の①-⑤+1A欄の合計金額} ※第二表の①欄へ | {付表3-3の①-⑤+1B欄の合計金額} ※第二表の①欄へ | {付表3-3の①-⑤+1C欄の合計金額} ※第二表の①欄へ | ※付表3-1の①-1X欄へ |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | ①-2 | ※①-2欄は、課税売上割合が98%未満かつ、特定課税仕入れのある事業者のみ記載する。 ※第二表の②欄へ | ※第二表の②欄へ | {付表3-3の②C欄の金額} ※第二表の②欄へ | ※付表3-1の①-2X欄へ |
| 消費税額 | ② | ※第二表の③欄へ | ※第二表の③欄へ | ※第二表の③欄へ | ※付表3-1の②X欄へ |
| 控除過大調整税額 | ③ | {①-1A欄②-2A欄の合計金額} | {①-1B欄②-2B欄の合計金額} | {①-1C欄②-2C欄の合計金額} | ※付表3-1の③X欄へ |
| 控除過大調整税額 | ③-1 | {付表3-3の③A欄の金額} | {付表3-3の③B欄の金額} | {付表3-3の③C欄の金額} | ※付表3-1の③-1X欄へ |
| 貨物回収に係る消費税額 | ③-2 | {付表3-3の③-⑥+A欄の合計金額} | {付表3-3の③-⑥+B欄の合計金額} | {付表3-3の③-⑥+C欄の合計金額} | ※付表3-1の③-2X欄へ |
| 控除対象仕入税額 | ④ | {付表3-3の④+A欄の合計金額} | {付表3-3の④+B欄の合計金額} | {付表3-3の④+C欄の合計金額} | ※付表3-1の④X欄へ |
| 返還等対価に係る税額 | ⑤ | {①-1A欄の金額} | {①-1B欄の金額} | {①-1C欄②-2C欄の合計金額} | ※付表3-1の⑤X欄へ |
| 売上げの返還等対価に係る税額 | ⑤-1 | {付表3-3の⑤+A欄の合計金額} | {付表3-3の⑤+B欄の合計金額} | {付表3-3の⑤+C欄の合計金額} | ※付表3-1の⑤-1X欄へ |
| 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 | ⑤-2 | ※①-2欄は、課税売上割合が98%未満かつ、特定課税仕入れのある事業者のみ記載する。 ※第二表の④欄へ | ※第二表の④欄へ | {付表3-3の⑤-2C欄の金額} | ※付表3-1の⑤-2X欄へ |
| 貨物れに係る税額 | ⑥ | {付表3-3の⑥+A欄の合計金額} | {付表3-3の⑥+B欄の合計金額} | {付表3-3の⑥+C欄の合計金額} | ※付表3-1の⑥X欄へ |
| 控除税額小計 (④+⑤+⑥) | ⑦ | | | | ※付表3-1の⑦X欄へ |
| 控除不足還付税額 (⑦-②-③) | ⑧ | | ※⑧C欄へ | ※⑧C欄へ | ※付表3-1の⑧X欄へ |
| 差引税額 (②+③-⑦) | ⑨ | | ※⑨B欄へ | ※⑨C欄へ | ※付表3-1の⑨X欄へ |
| 合計差引税額 (⑨-⑧) | ⑩ | | | | |
| 控除不足還付税額 | ⑪ | | {⑧C欄の金額} | {⑧C欄の金額} | ※付表3-1の⑪X欄へ |
| 差引税額 | ⑫ | | {⑨B欄の金額} | {⑨C欄の金額} | ※付表3-1の⑫X欄へ |
| 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) | ⑬ | | ※第二表の⑤欄へ | ※第二表の⑤欄へ | ※付表3-1の⑬X欄へ |
| 譲渡額 | ⑭ | | {⑬B欄×25/100} | {⑬C欄×17/63} | ※付表3-1の⑭X欄へ |
| 納税額 | ⑮ | | {⑬B欄×25/100} | {⑬C欄×17/63} | ※付表3-1の⑮X欄へ |
| 合計差引譲渡額 (⑮-⑭) | ⑯ | | | | |

※この付表を使用する場合は、申告書第一表（税用）を使用してください。

注意 1 金額の計算において、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表及び付表3-3を作成してから付表3-1を作成する。
3 ①-1、③-2、④、⑤-1及び⑥欄は、付表3-3の1と2のそれぞれに対応する欄の合計金額を記載する。

{29.4.1を大きく複製期間用}

改正後

(削除)

改正前

第4-(11)号様式

付表3-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔簡易課税制度を準用する課税期間用〕

簡易準用

| | | | |
|------|-----------|--------|--|
| 課税期間 | ・ ・ ・ ・ ・ | 氏名又は名称 | |
|------|-----------|--------|--|

I 課税期間の初日から平成29年3月31日までに係る計算

| 区 分 | 税率3%適用分 | | 税率4%適用分 | | 税率6.3%適用分 | |
|----------------------|---------------------------------------|--|---------------------------------|--|---------------------------------|--|
| | A | | B | | C | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 ① | ※付表3-2の①-1A欄へ | | ※付表3-2の①-1B欄へ | | ※付表3-2の①-1C欄へ | |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額 ② | ※②欄は、課税仕入れが95%未満かつ、物販課税仕入れの事業者のみ記載する。 | | / | | ※付表3-2の②-2C欄へ | |
| 消費税込調整税額 ③ | (付表2-2の②A欄の金額) ※付表3-2の③-1A欄へ | | | | (付表2-2の②B欄の金額) ※付表3-2の③-1B欄へ | |
| 貸倒回収に係る消費税額 ④ | (付表2-2の②A欄の金額) ※付表3-2の④-2A欄へ | | (付表2-2の②B欄の金額) ※付表3-2の④-2B欄へ | | (付表2-2の②C欄の金額) ※付表3-2の④-2C欄へ | |
| 控除対象仕入税額 ⑤ | (付表2-2の②A欄の金額) ※付表3-2の⑤A欄へ | | (付表2-2の②B欄の金額) ※付表3-2の⑤B欄へ | | (付表2-2の②C欄の金額) ※付表3-2の⑤C欄へ | |
| 売上げの返還等対価に係る税額 ⑥ | ※付表3-2の⑥-1A欄へ | | ※付表3-2の⑥-1B欄へ | | ※付表3-2の⑥-1C欄へ | |
| 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑦ | ※⑦欄は、課税仕入れが95%未満かつ、物販課税仕入れの事業者のみ記載する。 | | / | | ※付表3-2の⑦-2C欄へ | |
| 貸倒れに係る税額 ⑧ | ※付表3-2の⑧A欄へ | | | | ※付表3-2の⑧B欄へ | |

※この付表を使用する場合は、申告書第一表へ一般用紙を使用してください。

II 平成29年4月1日から課税期間の末日までに係る計算

| 区 分 | 税率3%適用分 | | 税率4%適用分 | | 税率6.3%適用分 | |
|-------------------|------------------------------------|--|------------------------------------|--|------------------------------------|--|
| | A | | B | | C | |
| 課税標準額 ⑨ | 000 | | 000 | | 000 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑩-1 | ※付表3-2の①-1A欄へ | | ※付表3-2の①-1B欄へ | | ※付表3-2の①-1C欄へ | |
| 消費税額 ⑩ | ※付表5-2の①A欄へ | | ※付表5-2の①B欄へ | | ※付表5-2の①C欄へ | |
| 貸倒回収に係る消費税額 ⑪ | ※付表5-2の②A欄へ ※付表3-2の④-2A欄へ | | ※付表5-2の②B欄へ ※付表3-2の④-2B欄へ | | ※付表5-2の②C欄へ ※付表3-2の④-2C欄へ | |
| 控除対象仕入税額 ⑫ | (付表3-2の⑤A欄又は⑤A欄の金額) ※付表3-2の⑤A欄へ | | (付表3-2の⑤B欄又は⑤B欄の金額) ※付表3-2の⑤B欄へ | | (付表3-2の⑤C欄又は⑤C欄の金額) ※付表3-2の⑤C欄へ | |
| 返還等対価に係る税額 ⑬ | ※付表5-2の③A欄へ ※付表3-2の⑥-1A欄へ | | ※付表5-2の③B欄へ ※付表3-2の⑥-1B欄へ | | ※付表5-2の③C欄へ ※付表3-2の⑥-1C欄へ | |
| 貸倒れに係る税額 ⑭ | ※付表3-2の⑧A欄へ | | ※付表3-2の⑧B欄へ | | ※付表3-2の⑧C欄へ | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表及び付表3-2を作成してから付表3-1を作成する。
3 ⑨欄の課税標準額及び⑩欄の消費税額は、平成29年4月1日から課税期間の末日までに係る控除対象仕入税額の計算にのみ使用し、付表3-2の⑨欄における税率別消費税額の計算は、付表3-2の⑨欄に記載した課税標準額(当該付表の⑨、⑩及び⑪-1欄の合計金額の1,000円未満の捨て後の金額)を基礎として行うことに留意する。

改 正 後

第5-(1)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用] 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率6.3%等が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38(1))。

以下の①～⑩欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

| | | | |
|--------|---------------|--------|--|
| 課税期間 | ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ | 氏名又は名称 | |
| 適用対象期間 | ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ | | |

| 税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等 | 事業の区分ごとの計算 | | | |
|--|------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | () | () | () | 合計 |
| 課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 | ① | | | |
| 通常の事業を行う連続する10営業日 | ② | 年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・ | 年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・ | 年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・ |
| ②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 | ③ | 円 | 円 | 円 |
| ③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み) | ④ | | | |
| 軽減売上割合 (④/③)(※1) | ⑤ | [%] ※端数切捨て | [%] ※端数切捨て | [%] ※端数切捨て |
| 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑥ | 円 | 円 | 円 |
| 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑦ | | | |
| (①-(①×④/③))×100/110(※1) | | | | |

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)(※2) | ⑧ | | | |
| 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)(※3) | ⑨ | | | |

(※2) ⑧欄には、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。
(※3) ⑨欄には、軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。

| | | |
|--|---|--|
| 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑩ | ※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の⑩-10欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の⑩-10欄へ |
| 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑪ | ※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の⑩-11欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の⑩-11欄へ |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載できないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑩欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑩及び⑪欄の合計額を記載する。

改 正 前

第5-(1)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用] 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率6.3%等が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38(1)、41(1))。

以下の①～⑩欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

| | | | |
|--------|---------------|--------|--|
| 課税期間 | ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ | 氏名又は名称 | |
| 適用対象期間 | ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ | | |

| 税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等 | 事業の区分ごとの計算 | | | |
|--|------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | () | () | () | 合計 |
| 課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 | ① | | | |
| 通常の事業を行う連続する10営業日 | ② | 年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・ | 年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・ | 年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・ |
| ②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 | ③ | 円 | 円 | 円 |
| ③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み) | ④ | | | |
| 軽減売上割合 (④/③)(※1) | ⑤ | [%] ※端数切捨て | [%] ※端数切捨て | [%] ※端数切捨て |
| 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑥ | 円 | 円 | 円 |
| 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑦ | | | |
| (①-(①×④/③))×100/110(※1) | | | | |

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)(※2) | ⑧ | | | |
| 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)(※3) | ⑨ | | | |

(※2) ⑧欄には、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。
(※3) ⑨欄には、軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。

| | | |
|--|---|---|
| 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑩ | ※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の⑩-10欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の⑩-10欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の⑩-10欄へ |
| 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑪ | ※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の⑩-11欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の⑩-11欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の⑩-11欄へ |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載できないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑩欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑩及び⑪欄の合計額を記載する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕の留意事項等</p> <p>1 この計算表における「適用対象期間」とは、<u>基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間(法37(1)に規定する分割等に係る課税期間を除く。)</u>のうち、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間に該当する期間をいいます(附則38(1))。</p> <p>2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)」とは、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます(附則34(1))。</p> <p>(1) 飲食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。))をい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち一定の資産を含む。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)</p> <p>イ 飲食店業等営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)</p> <p>ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(ただし一定の場合を除く。)</p> <p>(2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡</p> <p>3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)」とは、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。</p> <p>(1) 上記の2に該当する課税資産の譲渡等</p> <p>(2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等</p> <p>(3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等</p> <p>4 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合は、この計算表を使用することはできません。</p> | <p style="text-align: center;">課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕の留意事項等</p> <p>1 この計算表における「適用対象期間」とは、<u>以下の(1)又は(2)をいいます。</u></p> <p>(1) <u>基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間(法37(1)に規定する分割等に係る課税期間を除く。)</u>のうち、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間に該当する期間(附則38(1))</p> <p>(2) <u>基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間(法37(1)に規定する分割等に係る課税期間を含む。)</u>のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間(附則41(1))</p> <p>2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)」とは、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます(附則34(1))。</p> <p>(1) 飲食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。))をい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち一定の資産を含む。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)</p> <p>イ 飲食店業等営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)</p> <p>ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(ただし一定の場合を除く。)</p> <p>(2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡</p> <p>3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)」とは、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。</p> <p>(1) 上記の2に該当する課税資産の譲渡等</p> <p>(2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等</p> <p>(3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等</p> <p>4 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合は、この計算表を使用することはできません。</p> |

改正後

第5-(2)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を]
使用する課税期間用 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なることに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38②)。
以下の①～⑬欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

| | | | |
|--------|---------------|--------|--|
| 課税期間 | ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・ | 氏名又は名称 | |
| 適用対象期間 | ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・ | | |

| | 事業の区分ごとの計算 | | |
|-----------------|---|-----|-----------------------|
| | () | () | 合計 |
| 卸売業及び小売業に係る課税取引 | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込) | ① | 円 |
| | 特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100 (経過措置により旧税率が適用される場合は×108/100) | ② | 円 |
| | 保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額 | ③ | 円 |
| | 課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (①+②+③) | ④ | 円 |
| | ④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ要するもの金額(税込) | ⑤ | 円 |
| | 小売等軽減仕入割合 (⑤/④)(※1) | ⑥ | [] % [] % ※端数切捨て |
| | 課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 | ⑦ | 円 |
| | 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦×⑤/④×100/108)(※1) | ⑧ | 円 |
| | 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦-(⑦×⑤/④)×100/110)(※1) | ⑨ | 円 |
| | (※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、小売等軽減仕入割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、①～⑤欄は記載せず、⑥欄に50と記載し、⑧及び⑨欄の金額の計算において、「⑤/④」を「50/100」として計算する。 | | |

| | | | |
|-------------------|--|---|---|
| 卸の売事業業及び係小売業業税引外引 | 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑩ | 円 |
| | 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑪ | 円 |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 全事業に係る課税取引 | 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑧合計+⑩) | ⑫ | 円 |
| | 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪) | ⑬ | 円 |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑬欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑧及び⑨欄の合計額を記載する。

改正前

第5-(2)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を]
使用する課税期間用 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なることに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38②、④1②)。
以下の①～⑬欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

| | | | |
|--------|---------------|--------|--|
| 課税期間 | ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・ | 氏名又は名称 | |
| 適用対象期間 | ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・ | | |

| | 事業の区分ごとの計算 | | |
|-----------------|---|-----|-----------------------|
| | () | () | 合計 |
| 卸売業及び小売業に係る課税取引 | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込) | ① | 円 |
| | 特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100 (経過措置により旧税率が適用される場合は×108/100) | ② | 円 |
| | 保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額 | ③ | 円 |
| | 課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (①+②+③) | ④ | 円 |
| | ④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ要するもの金額(税込) | ⑤ | 円 |
| | 小売等軽減仕入割合 (⑤/④)(※1) | ⑥ | [] % [] % ※端数切捨て |
| | 課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 | ⑦ | 円 |
| | 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦×⑤/④×100/108)(※1) | ⑧ | 円 |
| | 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦-(⑦×⑤/④)×100/110)(※1) | ⑨ | 円 |
| | (※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、小売等軽減仕入割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、①～⑤欄は記載せず、⑥欄に50と記載し、⑧及び⑨欄の金額の計算において、「⑤/④」を「50/100」として計算する。 | | |

| | | | |
|-------------------|--|---|---|
| 卸の売事業業及び係小売業業税引外引 | 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑩ | 円 |
| | 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) | ⑪ | 円 |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 全事業に係る課税取引 | 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑧合計+⑩) | ⑫ | 円 |
| | 軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪) | ⑬ | 円 |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑬欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑧及び⑨欄の合計額を記載する。

改正後

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表
〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- 1 この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法 37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間に該当する期間をいいます（附則 38②）。
- 2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率 6.24%適用分）」とは、平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則 34①）。
 - (1) 飲食料品（食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 2 条第 1 項に規定する食品（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - イ 飲食店等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - (2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1 週に 2 回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- 3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等（税率 7.8%適用分）」とは、平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。
 - (1) 上記の 2 に該当する課税資産の譲渡等
 - (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等
 - (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等
- 4 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - (1) 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - (2) 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10 営業日）を使用する課税期間用〕」又は「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合

改正前

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表
〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- 1 この計算表における「適用対象期間」とは、以下の(1)又は(2)をいいます。
 - (1) 基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法 37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間に該当する期間（附則 38②）
 - (2) 基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間（法 37①に規定する分割等に係る課税期間を含む。）のうち、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間（附則 41②）
- 2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率 6.24%適用分）」とは、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則 34①）。
 - (1) 飲食料品（食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 2 条第 1 項に規定する食品（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - イ 飲食店等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - (2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1 週に 2 回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- 3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等（税率 7.8%適用分）」とは、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。
 - (1) 上記の 2 に該当する課税資産の譲渡等
 - (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等
 - (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等
- 4 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - (1) 簡易課税制度（同制度を適用する範囲を含む。）の適用を受ける場合
 - (2) 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10 営業日）を使用する課税期間用〕」又は「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合

改正後

第5-3)号様式

課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を
使用する課税期間用〕

仕入区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39①)。

以下の①～⑧欄、⑩～⑬欄及び⑮～⑰欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

| 課税期間 | 氏名又は名称 | 事業の区分ごとの計算 | |
|--------|---|------------|------|
| 適用対象期間 | | ()円 | ()円 |
| 卸売業 | 課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額 | ① | |
| | | ② | |
| 及び小売業 | 小売等軽減売上割合 | ③ | |
| | | ※端数切捨て | |
| 小売業に係る | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) | ④ | |
| | | ⑤ | |
| 課税取引 | 課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額(④+⑤) | ⑥ | |
| | | ⑦ | |
| 課税取引 | 軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額(※1) (⑥×②/①×6.24/108) | ⑧ | |
| | | ⑨ | |
| 課税取引 | 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額(※1) (⑥-⑧×②/①)×7.8/110 | ⑩ | |
| | | ⑪ | |
| 課税取引 | 納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 | ⑫ | |
| | | ⑬ | |

(※1) 値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、裏面の3を参照する。

| 卸売業及び小売業に係る課税取引の引 | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (※2) | 税率6.24%適用分 | 税率7.8%適用分 |
|-------------------|-----------------------------|------------|-----------|
| | | イ 円 | ロ 円 |
| ⑪ | ⑪ | ⑫ | ⑬ |
| ⑫ | ⑫ | ⑭ | ⑮ |
| ⑬ | ⑬ | ⑯ | ⑰ |
| ⑭ | ⑭ | ⑱ | ⑲ |
| ⑮ | ⑮ | ⑳ | ㉑ |
| ⑯ | ⑯ | ㉒ | ㉓ |
| ⑰ | ⑰ | ㉔ | ㉕ |

(※2) 値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を⑮欄に記載する。

| | | | |
|----------|--|---|-------------|
| 全課税事業税に取 | 軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 | ⑱ | ※付表2-1の⑬D欄～ |
| 係る引 | 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 | ⑲ | ※付表2-1の⑬E欄～ |
| | (⑱合計±⑲) | ⑳ | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑮欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑰及び⑲欄の合計額を記載する。

改正前

第5-3)号様式

課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を
使用する課税期間用〕

仕入区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れ又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39①、42①)。

以下の①～⑧欄、⑩～⑬欄及び⑮～⑰欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

| 課税期間 | 氏名又は名称 | 事業の区分ごとの計算 | |
|--------|---|------------|------|
| 適用対象期間 | | ()円 | ()円 |
| 卸売業 | 課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額 | ① | |
| | | ② | |
| 及び小売業 | 小売等軽減売上割合 | ③ | |
| | | ※端数切捨て | |
| 小売業に係る | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) | ④ | |
| | | ⑤ | |
| 課税取引 | 課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額(④+⑤) | ⑥ | |
| | | ⑦ | |
| 課税取引 | 軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額(※1) (⑥×②/①×6.24/108) | ⑧ | |
| | | ⑨ | |
| 課税取引 | 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額(※1) (⑥-⑧×②/①)×7.8/110 | ⑩ | |
| | | ⑪ | |
| 課税取引 | 納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 | ⑫ | |
| | | ⑬ | |

(※1) 値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、裏面の3を参照する。

| 卸売業及び小売業に係る課税取引の引 | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (※2) | 税率6.24%適用分 | 税率7.8%適用分 |
|-------------------|-----------------------------|------------|-----------|
| | | イ 円 | ロ 円 |
| ⑪ | ⑪ | ⑫ | ⑬ |
| ⑫ | ⑫ | ⑭ | ⑮ |
| ⑬ | ⑬ | ⑯ | ⑰ |
| ⑭ | ⑭ | ⑱ | ⑲ |
| ⑮ | ⑮ | ⑳ | ㉑ |
| ⑯ | ⑯ | ㉒ | ㉓ |
| ⑰ | ⑰ | ㉔ | ㉕ |

(※2) 値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を⑮欄に記載する。

| | | | |
|----------|--|---|-------------|
| 全課税事業税に取 | 軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 | ⑱ | ※付表2-1の⑬D欄～ |
| 係る引 | 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 | ⑲ | ※付表2-1の⑬E欄～ |
| | (⑱合計±⑲) | ⑳ | |

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑮欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑰及び⑲欄の合計額を記載する。

改正後

課税仕入れ等の税額の計算表
〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいいます（附則39③）。
 - この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率6.24%適用分）」とは、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則34①）。
 - 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - 飲食店等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- この計算表を使用して卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額の計算を行ったものにつき、仕入対価の返還等を受けた場合には、⑦及び⑧欄に金額を記載する前に、以下のとおりそれぞれの場合に応じて計算を行い、算出された金額を⑦及び⑧欄に記載してください（附則39②）。
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合

$$\text{⑦欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times 6.24 / 108$$
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合

$$\text{⑧欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times 7.8 / 110$$
- 仕入対価の返還等を受けた金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合

$$\text{⑦欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times \text{小売等軽減売上割合} \times 6.24 / 108$$

$$\text{⑧欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8\%適用分）の税額} - (\text{当該返還等の金額} - (\text{当該返還等の金額} \times \text{小売等軽減売上割合})) \times 7.8 / 110$$
- 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入れ割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合

改正前

課税仕入れ等の税額の計算表
〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- この計算表における「適用対象期間」とは、以下の(1)又は(2)をいいます。
 - 基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間（附則39③）。
 - 基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間（法37①に規定する分割等に係る課税期間を含む。）のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間（附則42③）。
 - この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率6.24%適用分）」とは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則34①）。
 - 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - 飲食店等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- この計算表を使用して卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額の計算を行ったものにつき、仕入対価の返還等を受けた場合には、⑦及び⑧欄に金額を記載する前に、以下のとおりそれぞれの場合に応じて計算を行い、算出された金額を⑦及び⑧欄に記載してください（附則39②、42②）。
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合

$$\text{⑦欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times 6.24 / 108$$
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合

$$\text{⑧欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times 7.8 / 110$$
- 仕入対価の返還等を受けた金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合

$$\text{⑦欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times \text{小売等軽減売上割合} \times 6.24 / 108$$

$$\text{⑧欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8\%適用分）の税額} - (\text{当該返還等の金額} - (\text{当該返還等の金額} \times \text{小売等軽減売上割合})) \times 7.8 / 110$$
- 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - 簡易課税制度（同制度を適用する特例を含む。）の適用を受ける場合
 - 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入れ割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合